

介護報酬改定等に関し寄せられた質問（居宅介護支援）の改正点

※ 青文字については、今回、変更あるいは追加した部分

※ 今後国からの通知等により扱いが変更になる場合があります

【入院時情報連携加算について】

Q 入院時情報連携加算（Ⅰ）「入院後 3 日以内」とは、入院当日は入院後 0 日目とカウントするのでしょうか？例えば 4 月 1 日入院、4 月 4 日に情報提供をした場合、加算（Ⅰ）が算定できますか？

A 算定可能です。（令和 2 年 2 月 1 日 変更）

入院当日を入院後 1 日目とカウントします。そのため、例のケースでは、4 月 3 日までに情報提供をした場合は加算（Ⅰ）が算定できますが、4 月 4 日から 4 月 7 日の間に情報提供した場合は、加算（Ⅱ）を算定します。

※ 本取扱いは、令和 2 年 2 月サービス提供分から適用するものとします。

【質の高いケアマネジメントの推進について】

Q 特定事業所加算の算定要件に「他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施」が追加するとされましたが、現時点で行われている「ケアマネ交流会」はこれに含まれますか？

A 当該算定要件における「共同」とは、開催者か否かを問わず 2 法人以上が事例検討会等に参画することを指しており、市町村等と共同して実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要であるとされています。ケアマネ交流会はこの要件を満たすと考えられます。

（令和 2 年 2 月 1 日 追加）

ケアマネ交流会については、事例検討の議題を協議する等、会の企画に参画した場合に該当しますのでご注意ください（単に参加しただけでは該当しません）。なお、今回の追加について、従来の通知から解釈が変わるものではありません。